

# 下水道事業者の資金繰りの研究

令和6年6月17日  
財務省理財局

# 研究の意義・特徴

## 1. 下水道事業者の課題

(現状)

- 独立採算が原則の汚水処理事業について、費用を使用料収入で賄えていない事業者が多数存在。
- 結果として一般会計からの繰入金で資金不足分を賄っているなど、経営上の問題が指摘されている。

(今後)

- 管路施設、処理場などのこれまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。
- 更に、人口減少等に伴い有収水量の減少が予測される。  
特に小規模自治体においては、人口減少率が高く、有収水量の減少が大きいことが見込まれる。

## 2. 能登地震からの教訓

国土交通省 上下水道地震対策検討委員会 中間とりまとめ (R6.5.29) より

- 耐震化していた施設では概ね機能が確保できていたものの、耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じたことで広範囲での断水や下水管内の滞水が発生するとともに、復旧の長期化を生じさせた。
- 災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向けて、上下水道の地震対策を強化・加速化する必要。

 **持続可能な下水道事業のためには、事業者の資金繰り能力を客観的に分析し、課題解決を図っていくことが必要不可欠。**

- **資金繰りに着目し、全国の下水道事業者を分析する初の試みを実施。⇒P. 8**
- **独自の分析フレームワークを提示。各事業者の立ち位置の把握が可能に。⇒P. 9**
- **今後、関係省庁・自治体とも共有し、持続可能な下水道事業のための取組を慫慂。⇒P.11**

# 下水道事業をとりまく動き

## 法適用の推進

- 地方公営企業法（以下、法という）の規定を適用し、**公営企業会計（複式簿記）を適用している事業を「法適用事業」、法の規定を適用せず、官公庁会計（単式簿記）を採用している事業を「法非適用事業」という。**

（注）法適用には、当然に適用される事業と、**地方自治体の自主的な判断によって適用される事業**があり、水道事業は前者、**公共下水道事業**は後者。

### 法適用の効果

- 公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握することが可能になる。
- 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や適切な原価計算に基づく料金水準の設定に必要な情報を得られる。

## ■ 総務省によるロードマップの策定

### 旧ロードマップ（H27）

人口3万人以上の団体を中心として、令和元年度までを集中取組期間として法適用を推進。

### 新ロードマップ（H31）

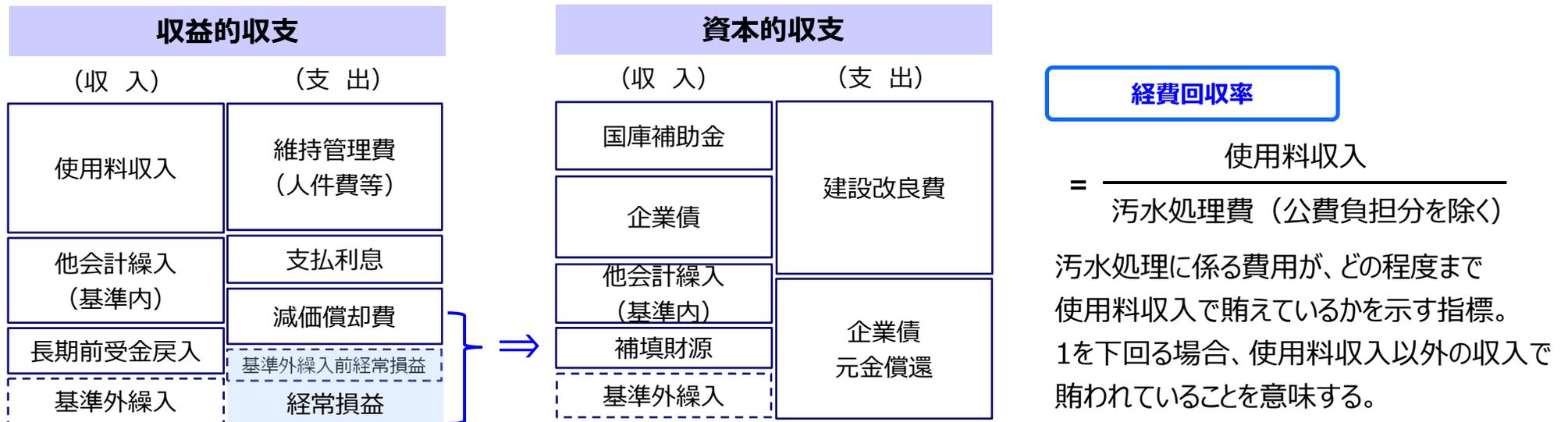
人口3万人未満の団体についても、同様に令和5年度までを新たな集中取組期間として法適用を推進。

## 経営戦略の策定・改定

- 「経営戦略」は、中長期的(10年以上の合理的な期間)な基本計画。「投資・財政計画」が中心。
- 「投資試算」（施設、設備に関する投資の見通し）と「財源試算」（財源の見通し）から構成され、投資以外の経費も含めた上で収支を均衡させる。組織効率化・人材育成や広域化、PPP/PFI等の効率化・経営健全化の取組についても必要な検討を行い、取組方針を記載することも求められている。
- 総務省による策定・改定の要請  
平成28年に令和2年度までの経営戦略の策定を要請。  
3～5年以内の見直しを行うことが重要であることから、令和4年に令和7年度までの改定を要請。

# 下水道事業の財政の仕組み

- 地方公営企業の会計は、収益的収支と資本的収支で構成される。収益的収支は経常的な維持・管理運営に関する収入・支出から、資本的収支は、施設の建設改良に関する投資的な収入・支出からなる。
- 法適用の場合、公営企業会計が適用され、収益的収支は損益計算書として発生主義に基づき、資本的収支は現金主義に基づいて作成される。



## 基準内繰入金・基準外繰入金

独立採算を原則としているが、一定の公共性がある経費や能率的な経営を行っても独立採算が困難と認められる経費については、総務省の基準に則り、一般会計からの繰入れが認められている。

特に雨水に係る経費は一般会計で、汚水に係る経費は使用料で負担するのが原則となっている。基準に基づく繰入金を基準内繰入、収支不足の補填等のための任意の繰入金を基準外繰入という。

## 国庫補助金

管渠や処理場の設置又は改築に要する費用の一部を国費で補助するもの（下水道法）

## 長期前受金戻入

建設改良に係る国庫補助金のうち資産の減価償却相当額を各年度の収益として計上するもの

## 実地監査（地方公共団体向け）とは

- 全国の財務局・財務事務所では、財政融資資金の貸し手として、貸付先である地方公共団体に赴き、①貸付資金の使用状況、②地方公営企業の経営状況などを実地でチェックしている（「実地監査」と呼ばれる）。
- ②に関しては、平成26年度（2014年度）から、公営企業の中長期的な債務償還能力を評価するため、
  - ・ 損益実績だけでなく、キャッシュフローと債務残高を中心とした債務償還能力の分析・評価
  - ・ 今後の施設維持更新を含む収支計画を確認し、経営上の問題点や将来的なリスクについても確認することとしている。
- そのため、2013年度決算より、現金（キャッシュ）ベースで見た債務償還能力を分析・評価するため、決算統計を用いて、経常損益に非現金支出である減価償却費等を加えた「償還キャッシュ」及びそれを用いた「企業債債務償還可能年数」等を独自に算出し、「公営企業監査シート」を作成している。

### 債務償還能力

実質債務残高を償還キャッシュで除して算出した企業債債務償還可能年数により、現時点の債務償還能力を算出。企業債債務償還可能年数が30年を超えていないか、また、30年を著しく超過（上下水道は45年、病院は35年を超過）していないか確認。

$$\text{企業債債務償還可能年数} = \frac{\text{実質債務残高（企業債残高 + 一時借入金 - 減債積立金）}}{\text{償還キャッシュ（基準外繰入前経常損益 + 減価償却費等 - 長期前受金戻入）}}$$

### 収支計画

収益見通しや投資見通し、費用の状況、他会計繰入金が適正に計上されているか等を中心に確認。

### 経営上の問題点 及びリスク

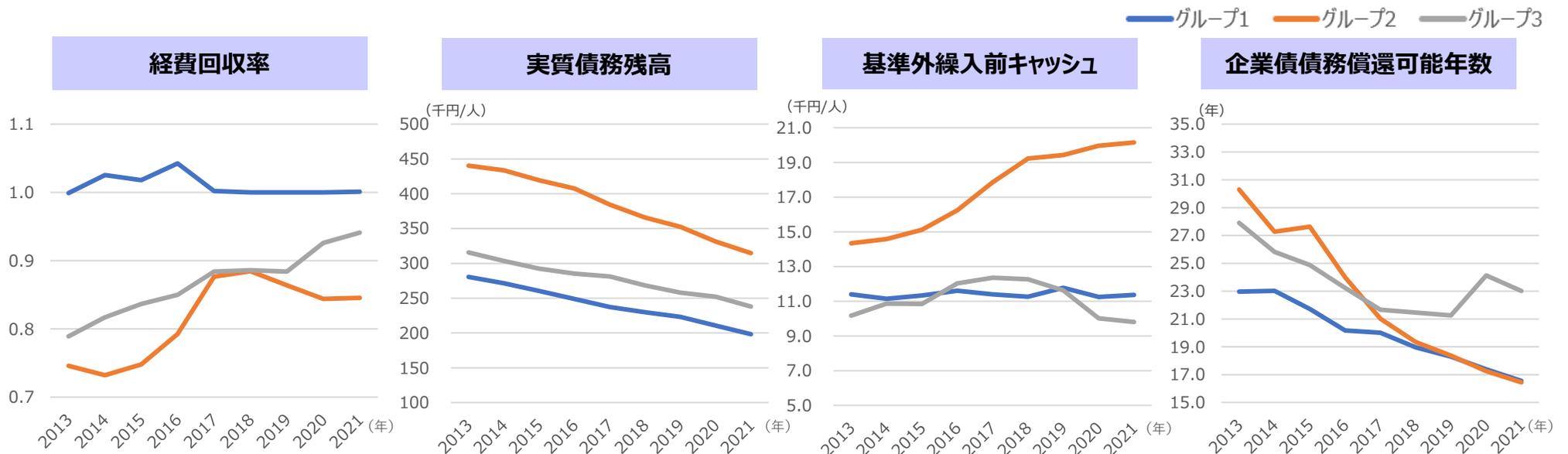
経営環境の背景となる事項、収支構造、損益の推移、償還キャッシュの獲得状況、経営環境の変化への対応、経営改善に対する取組の状況等について確認。

# 「公営企業監査シート」データを用いた分析

- 「公営企業監査シート」のパネルデータ（対象期間：2013年～2021年）を用いて、経営状況や資金繰りの動向について分析、財投分科会（令和5年10月26日）に報告。
- 対象期間中、法非適用から法適用に移行した事業者が多数存在。事業者を3つにグループ分けして分析。  
 ※ グループ1：法適用、グループ2：法非適用、グループ3：対象期間中に法非適用から法適用に移行
- 「企業債債務償還可能年数」を見ると改善傾向にあり、良い傾向のように見える。しかしながら、特にグループ1（法適用）は、「経費回収率」、「（基準外繰入前）償還キャッシュ」が概ね横ばいで推移するなか、「実質債務残高」の縮小により「企業債債務償還可能年数」の改善傾向が為されている点には留意が必要ではないか。



仮に「企業債債務償還可能年数」が改善しても更新投資等が十分に行われていないのであれば問題ではないか？



# 更新投資等の現状

- 建設改良費に占める改良費の割合が増加しているが、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」は上昇傾向にある一方、管渠改善率は0.3%程度で推移。十分な更新投資等が進んでいない状況。

➡ **更新投資等の需要を賄う財源が不足しているため、十分に更新投資等が進んでいないのではないか？**

## 建設改良費の推移

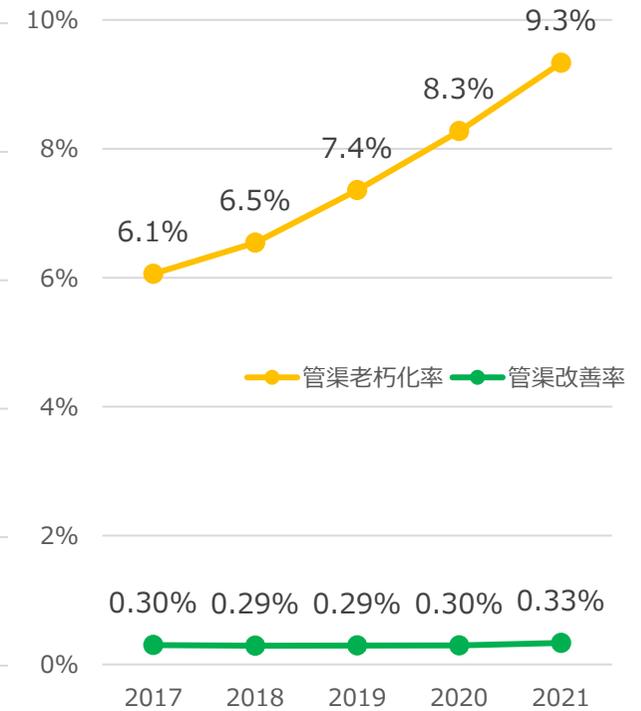
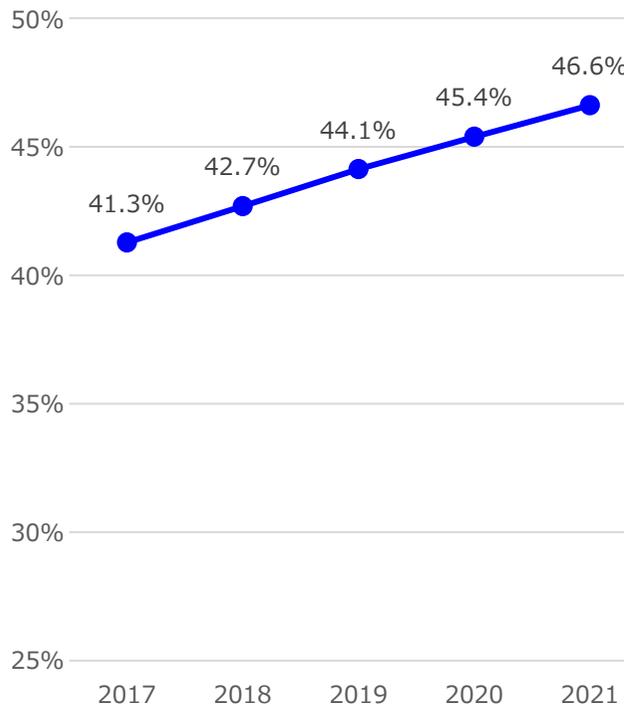
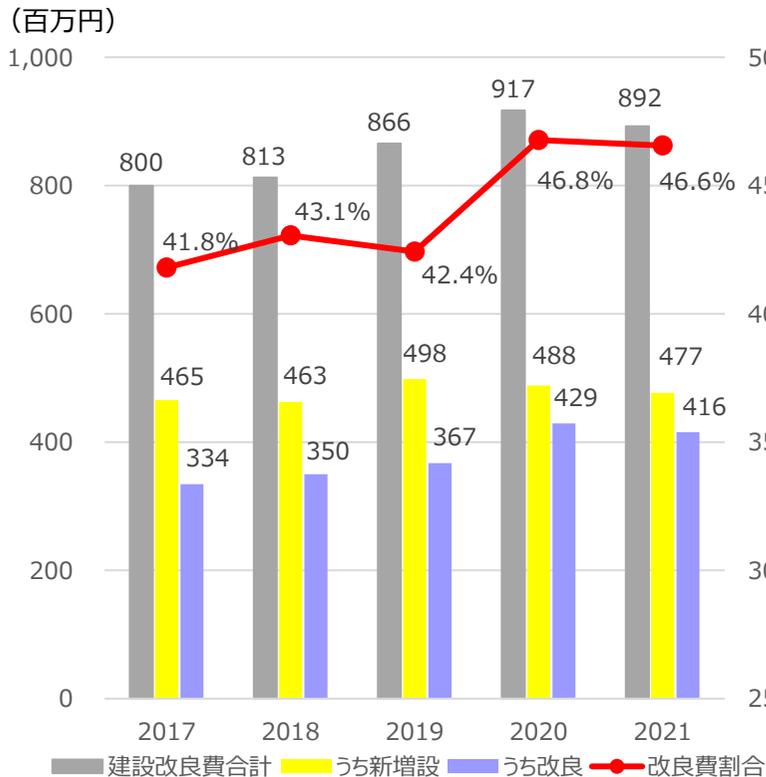
## 有形固定資産減価償却率の推移

## 管渠老朽化率・管渠改善率の推移

有形固定資産の帳簿原価に占める減価償却累積額の割合。老朽化度合いを示す指標。  
 (数値が高い程、法定耐用年数に近い資産が多いことを示す。)

管渠老朽化率：法定耐用年数を超えた管渠延長割合

管渠改善率：当該年度に更新した管渠延長の割合



(出典) 総務省「地方公営企業決算状況調査」

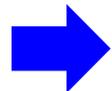
# 更新投資等の財源について

## 基本的な考え方

- 更新投資等に係る経費を全て地方債で調達し「減価償却費」相当額を償還していくのであれば、足元に財源が無くても対応可能だが、事業者に債務残高が積み上がることにに対する忌避感があることや、物価上昇や設備の高度化を踏まえた費用負担の平準化の観点から「一定額」の将来の更新投資等の備えをしておくことが望ましい。
- (公社)日本下水道協会は、平成29年3月、「下水道使用料算定の基本的考え方」を改訂し、「将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）」として「資産維持費」を使用料対象経費に位置づけることとした。  
 (参考) 総務省も「経営戦略」の改定推進（令和4年1月25日）で、「資産維持費を料金算定に適切に反映する」ことを求めている。
- 他方、「資産維持費」の計算方法は、今日に至るまでコンセンサスが得られず。（日本下水道協会を中心に引き続き検討中。）

## 資金繰りの実態

- 将来の更新投資等の財源とするため「建設改良積立金」を積み立てている事業者はごく少数（111団体/880団体：12.6%）
- それ以前に、経費回収率が1以上の事業者でも現行の「資本的収支」を自前で賄えきれず、「基準外繰入金」に資金繰りを頼っている事業者が存在。（⇒ 足元で必要な更新投資等の費用を「基準外繰入金」に頼っている可能性。）



**「経費回収率」では、更新投資等の財源も含めた資金繰りの良し悪しを判断しきれない。  
 「経費回収率」に加え「将来への備え」を「自前で」賄える財政的な体力があるかどうかを判断する基準が必要ではないか？「経費回収率」と「将来への備え」の2軸で評価できないか？**

### 基準外繰入金 団体数

年度	全体 【A】	基準外繰入 (収益)を 行っている 【B】	割合 (%) 【B/A】	基準外繰入 (資本)を 行っている 【C】	割合 (%) 【C/A】	基準外繰入 (収益)・ (資本)のうち、 少なくともどちらか一方を 行っている【D】	割合 (%) 【D/A】	経費回収率が 1を超えて いない 【E】	割合 (%) 【E/A】
2021	237	181	76.4%	136	57.4%	203	85.7%	86	36.3%

# 独自指標（「将来への備え」）による「2軸座標」の構築

## 「将来への備え」をどのように測るべきか？

- 「資産維持費」について定まった算出方法が無いなかで、次善の策として、「（基準外繰入前）償還キャッシュ」から「（基準内繰入相当分を除いた）企業債償還金」を差し引いた数値を算出（「将来への備え」）し、将来の更新投資等の財源を「自前で」賄える体力がどの程度あるかを測る指標（正で大きい程、更新投資等に備える財源がある）とすることにした。

## 「2軸座標」での評価の考え方・特徴

- 座標軸上右上に行くほど経営状況及び資金繰り状況が良いと考えられ、第1象限→第2象限→第3象限の順に望ましい状態であると評価できる。「第1象限」を「目指すべき理想型」と捉えれば、そこからの乖離度合いを客観的に数値で計測できることが、当該「2軸評価」の特徴であり優位性であると考えられる。

## 「将来への備え」の定義

基準外繰入前償還キャッシュ

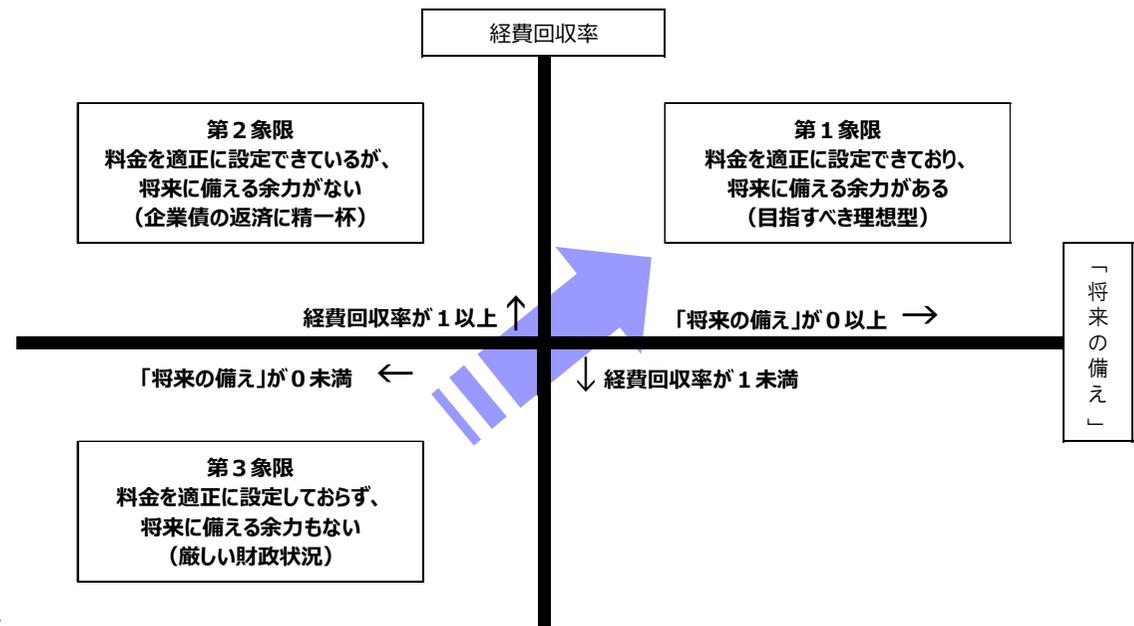
- －（資本的収支の）{企業債償還金
  - －（他会計出資金等（実繰入額）
    - －資本勘定繰入金（他会計補助金）
    - －児童手当に要する経費（※基準額or実繰入額）}

※児童手当に要する経費については、

基準額 ≤ 実繰入額なら、基準額、

基準額 > 実繰入額なら、実繰入額を代入

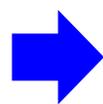
（注）法定耐用年数と公営企業債の償還期間が一致していないので「将来への備え」が負であっても、資本費平準化債を活用すれば、更新投資等のキャッシュを生み出すことが可能な場合もあり得る。ただし、全ての事業者が資本費平準化債を発行しているわけではないので、同じ基準で余力を相対的に評価するために、この定義としている。



## 「2軸座標」での評価

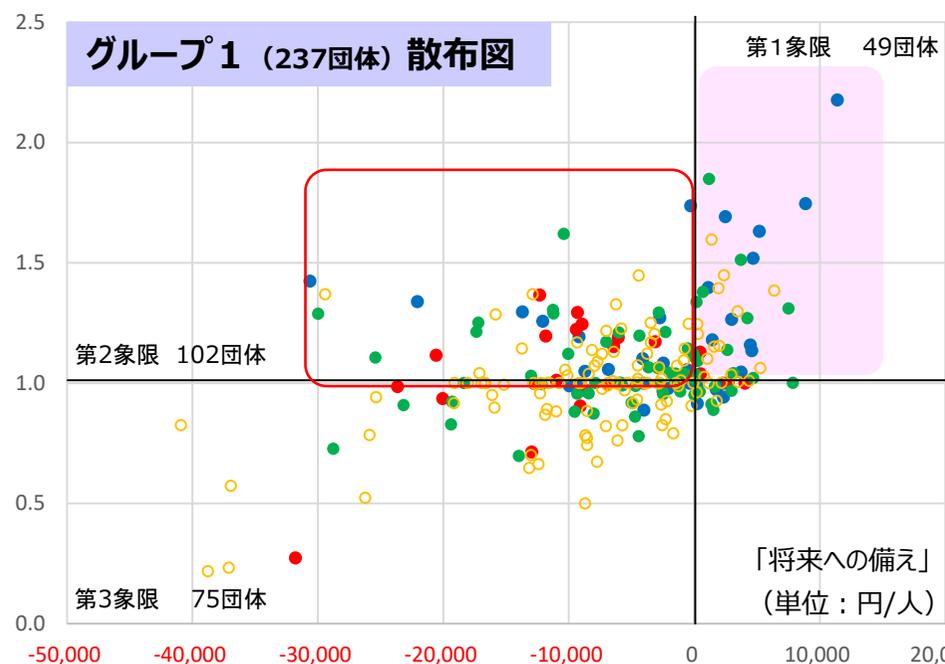
### 「2軸座標」を使ってグループ1及びグループ3の事業者を実際にプロット

- グループ1（法適用）の事業者を実際にプロットしたところ、第2象限（経費回収率 $\geq 1$ かつ「将来への備え」 $< 0$ ）に位置する事業者が相当程度存在することが判明。（更新投資等が進まない状況と整合的）
- グループ3（対象期間中に法非適用から法適用に移行）の事業者については、第3象限に位置する事業者が多数存在。グループ1の事業者と比べ、経営状況、資金繰りの双方の観点からより問題が深刻であることが判明。

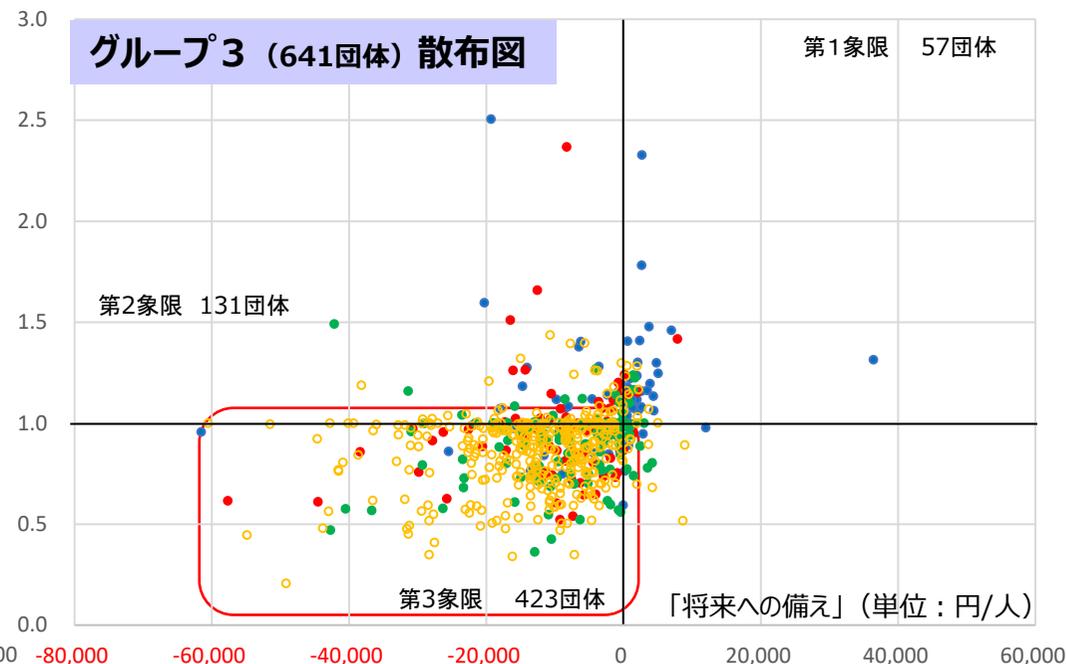


グループ1、グループ3ともに「将来への備え」が負の事業者が多いが、グループ1については、第1象限の右上に位置する事業者も一定数存在する。

経費回収率



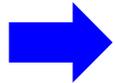
経費回収率



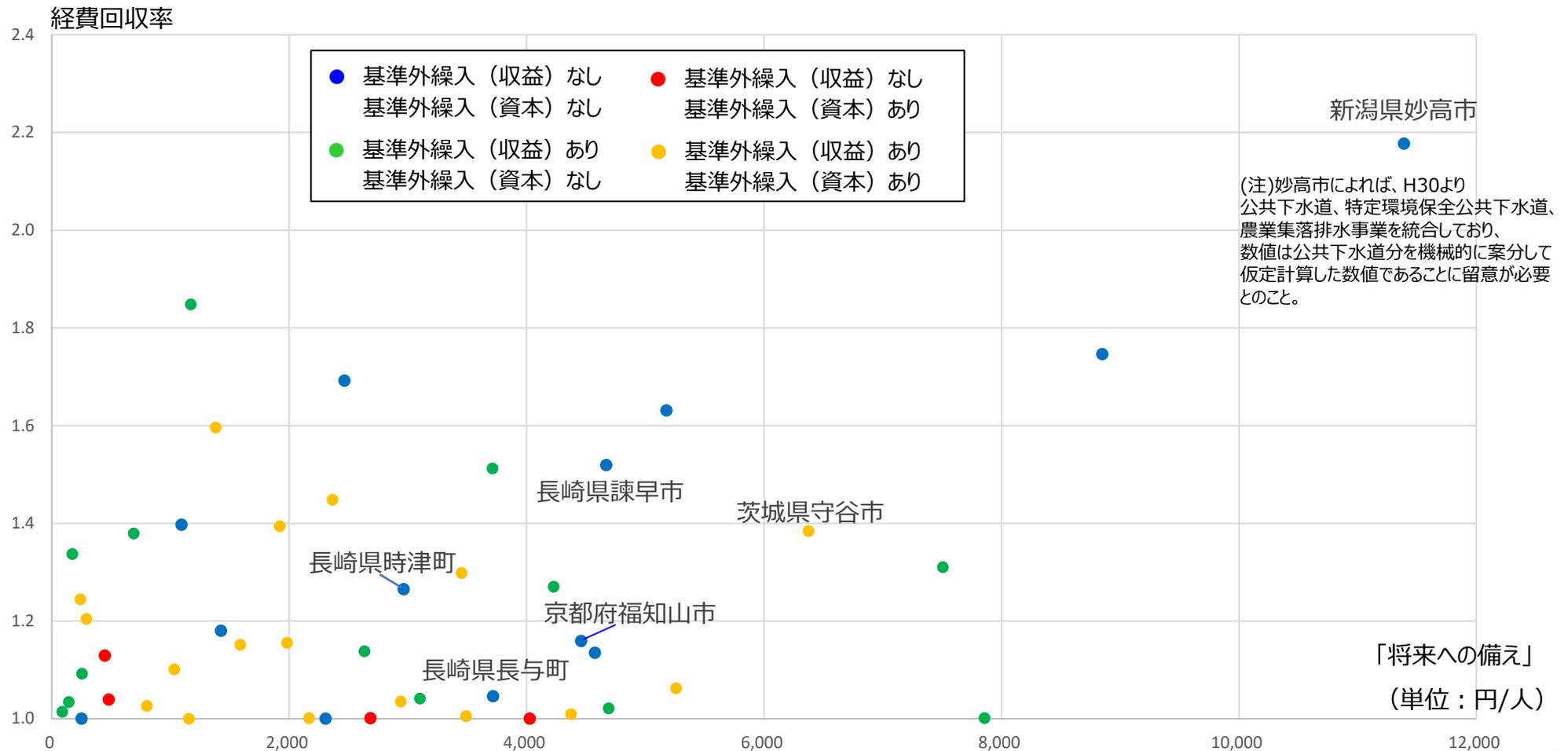
- |                              |                              |                              |                              |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| ● 基準外繰入（収益）なし<br>基準外繰入（資本）なし | ● 基準外繰入（収益）なし<br>基準外繰入（資本）あり | ● 基準外繰入（収益）あり<br>基準外繰入（資本）なし | ● 基準外繰入（収益）あり<br>基準外繰入（資本）あり |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|

# 第1象限の事業者（好事例）へのヒアリング

- 第1象限に位置する事業者の特徴（要因）はなにかを把握すべく、好事例となり得る事業者を選定。選定した事業者（下記）から「経費回収率」、「将来への備え」が高い理由についてヒアリングを実施。
- 外性的な要因（人口密度が高い程、経費回収率が良くなる等）と内性的な要因（事業者自身による効率化の取組等）を峻別。



**（第2象限、第3象限の）他の事業者にとっても参考となるような好事例の取組みを抽出。**



# 資金繰り能力改善の鍵（ヒアリングからの知見）

- 資金繰り能力改善のための取組について、ヒアリング先に共通するポイントを整理すると下記のとおり。
- 取組自体は奇を衒ったものではなく基本に忠実なもの。課題に正面から向き合ったことが改善に繋がっていると考えられる。
- 「法適用」が取組全般の基礎となっている。近年、法適用に移行した事業者が非常に多く、有用な先行事例となり得る。

## 組織体制・人材育成の強化

### 茨城県守谷市

面的整備が終わったことをきっかけに、H17に法適用することにより、上下水道業務を統合・効率化。

### 新潟県妙高市

H13に法適用することにより、ガス・水道・下水道業務を統合・効率化。（ガスはR4より事業譲渡）

### 京都府福知山市

H24のガス事業の民営化に合わせ法適用し、上下水道業務を統合・効率化。  
職員数が限られる中でも高い専門レベルを保つため、人材育成計画に注力し、ISO認証を取得。

### 長崎県時津町

供用開始後、いち早く法適用を行い、経営状況を正確に把握。

### 長崎県長与町

## 民間の積極的な活用

### 茨城県守谷市

H12から包括業務委託を実施し、委託範囲・期間を拡大してきた。R4に公募し、R5から従来の包括業務にストックマネジメント計画等策定のコンサルタント業務を加えた、国内初となる長期拡大型包括委託（10年間）を実施。

### 新潟県妙高市

R4にガスの事業譲渡後も、ガス・水道・下水道の一体運用による効率化効果を維持するため、ガス事業譲渡先が新会社（妙高グリーンエナジー）を設立し、上下水道における包括業務を受託。

## 使用料の適切な設定・改訂の実施

### 新潟県妙高市

3年ごとに使用料水準が適正かどうか見直しを行い、必要に応じ改定を行ってきている（H19: +9%、H27: +10%、R1: 地区内調整、R6: +7%）。直近の改定では、説明方法を見直し、損益ではなく直感的に理解しやすい現金の収支不足の長期推計を示し、住民に使用料改定の必要性を分かりやすく示した。

### 京都府福知山市

H24年の法適用により、減価償却費等を適正に原価に算入して使用料を試算出来るようになった。また、ストックマネジメント計画も策定し将来の更新需要の試算も行き、それらを反映する形で、H29年に大幅な使用料改定（平均改定率+17.47%）を行った。

## 効率的なエリアマネジメント

### 新潟県妙高市

H30より、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業を一体化。農業集落排水の公共下水道への統合や需要の減った処理場の統廃合を積極的に実施。

### 長崎県時津町

公共下水道整備を基本的に市街化区域に限定。それ以外は合併浄化槽で対応。

### 長崎県諫早市

公共下水道事業計画区域内であっても、低地などポンプ設置が必要となるエリアについて、設置費等が当該エリアの使用料収入等を上回る場合は、市補助制度を活用し、合併浄化槽の個人設置を推進。

## まとめ

- **下水道事業者の資金繰りに着目し、包括的な分析を行った初めての試み**。財務省理財局の持つ行政データ（「公営企業監査シート」データ等）の利活用の第1号として、財務総合政策研究所と連携して**当研究を実施**。**独自の分析フレームワーク（2軸座標）を提示**。
- 一般会計からの繰入りに頼らない「基準外繰入前」の数値を重視。「（基準外繰入前）償還キャッシュ」を用いて、**将来の更新投資等に備えた「自前の」資金繰り能力を独自に数値化（「将来への備え」）**。「経費回収率」と併せ、「**2軸座標**」で事業者を評価。目指すべき状態からの**乖離度合いを数値で計測**することが可能に。
- 「経費回収率」、「将来への備え」のための資金繰り能力が共に悪い事業者が多数存在。また、「経費回収率」が良くても資金繰り能力が高いとは限らない。これらは更新投資等が進まない状況と整合的。他方、昔から「法適用」していた事業者（グループ1）の中には、資金繰り能力が高い事業者も一定数存在。
- 経費回収率、資金繰り能力が高い事業者にヒアリングを実施。資金繰り能力の改善のためには、課題に正面から向き合い、**①組織体制・人材育成の強化、②使用料の適切な設定・見直しの実施、③民間の積極的な活用、④効率的なエリアマネジメント**等に取り組むことが鍵となる。「法適用」（公営企業会計の適用）が取組全般の基礎となっている。近年、**法適用に移行した事業者が非常に多く、有用な先行事例**となり得る。
- 当研究の成果を**関係省庁・自治体とも広く共有**。特に、「実地監査」では、監査を通じた「課題解決を支援する取組」を強化しており、「**2軸座標**」を用いた評価は、「**課題解決**」に向けた**有用な気づきの機会**となると思われる。今後、「**実地監査**」業務への**反映**に向けて検討。
- また、「2軸評価」及び資金繰り能力の分析という当研究の手法を、「**水道事業の資金繰りの研究（仮）**」に**応用することを検討**。

（注）今後、データ利用規程に基づき、財務総研「ディスカッション・ペーパー」を作成・公表し、学界にも広く共有することを検討。

## (参考1) データ利活用に関する規程の策定

- 政府の方針において、行政機関の保有するデータの利活用が求められているところ。
- 財務状況把握及び公営企業実地監査の基礎資料として理財局が保有するデータについて、「利用規程」を策定（令和5年9月15日施行）。

### 行政CF計算書データ及び公営企業監査シート作成用データの利活用に関する利用規程

#### 第1 総則

##### 1 目的

「行政CF計算書データ及び公営企業監査シート作成用データの利活用に関する利用規程」（以下、「本規程」という。）は、財務省理財局（以下、「理財局」という。）が保有する行政CF計算書データ及び公営企業監査シート作成用データ（以下、「行政CF計算書データ等」という。）を用いた研究の実施に当たり、事務処理方法等を明確にすることで、関連する事務を適切に処理することを目的とする。

##### 2 定義

###### (1) 行政CF計算書データ

本規程において「行政CF計算書データ」とは、理財局において、地方公共団体の財務状況把握のための基礎資料として、地方決算統計等を基に業者へ委託して計算させている電子データをいう。

###### (2) 公営企業監査シート作成用データ

本規程において「公営企業監査シート作成用データ」とは、理財局において、地方公営企業の監査のための基礎資料として、地方公営企業決算状況調査等を基に業者へ委託して計算させている水道事業、下水道事業、病院事業に関する電子データをいう。

## 5-2 データ活用検討中の研究テーマ (下水道事業の資金繰りの研究 (仮))

- 下水道事業は独立採算が基本だが、経営状態が悪く、一般会計からの繰入により、資金繰りを賄っている事業者が多い。

※一般会計等から公営企業に繰り入れられるもの (他会計繰入金) のうち、総務省が定める「繰出基準」に基づき繰り入れられた額を「基準内繰入金」といい、基準額を超えて繰り入れられた額及び基準以外に繰り入れられた額を「基準外繰入金」という。

- データ利活用の規程を活用し、下水道事業に係る「公営企業監査シート」のパネルデータ(対象期間：2013年～2021年)を用いて、経営状況や資金繰りの動向について、財総研と連携し研究を行う予定。

- 対象期間中、法非適用から法適用に移行した事業者が多数存在。よって、対象事業者を3つにグループ分けして分析。

グループ1：9年間 (2013年～2021年) を通じ法適用

グループ2：9年間を通じ法非適用

グループ3：9年間のいずれかの年で、法非適用から法適用に移行

※地方公営企業法の規定を適用し、公営企業会計 (複式簿記) を適用している事業を「法適用事業」、地方公営企業法の規定を適用せず、官公庁会計 (単式簿記) を採用している事業を「法非適用事業」という。

	グループ1	グループ2	グループ3	移行団体数
2013	235	218	607	
2014	236	227	614	26
2015	236	237	626	26
2016	234	242	632	41
2017	235	248	643	44
2018	236	246	644	54
2019	237	251	651	134
2020	236	249	645	334
2021	237	246	643	7

- 記述統計を整理したところ、グループごとや法非適用から法適用への移行時等に、統計の特徴的な動きを観察。今後、その要因について本格的な分析を行う。



## 「資産維持費」

下水道事業における資産維持費とは、「将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、**実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)**として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定するもの」である。

出典:平成29年3月「下水道使用料算定の基本的考え方」(公益社団法人 日本下水道協会)

### ○資産維持費の算入について

- ・平成29年3月、(公社)日本下水道協会において、使用料の算定・改定のための事務参考資料として出版している「下水道使用料算定の基本的考え方」が改訂され、下水道の使用料対象経費に資産維持費を位置づけることなどの見直しが行われた
- 国土交通省、総務省の各事務連絡において、この資産維持費を使用料対象経費に位置づけることを通知

### ○資産維持費の計算方法

- ・現在、国交省、総務省、(公社)日本下水道協会、自治体に参加する勉強会で検討中
- (参考)資産老朽化対策の減災積立金、建設改良積立金等を積み立てている下水道事業(H28決算・法適用企業のみ)  
事業数:143事業/733事業(19.5%)

### (参考)水道事業における資産維持費

#### ○資産維持費の計算方法

対象資産×資産維持率(3%を標準)  
(「水道料金算定要領」)

#### ○水道事業者のうち、41.5%が資産維持費を算入

資産維持費相当額を算入しているか	回答事業者数(N=1,269)
算入している	527 : (41.5%)
算入していない	742 : (58.5%)

厚生労働省・総務省アンケート調査結果(平成29年4月)

## (参考5) 類型ごとの各指標の特徴

- 経常収支比率、経費回収率、普及率、企業債残高対事業規模比率等の主な経営指標で見ると、想定通り、第1象限→第2象限→第3象限の順で経営状況が良い。
- 第3象限の事業者は、使用料単価は類似団体と比べて**低く**、逆に、汚水処理原価は類似団体と比べて**高い**。
- 第1象限、第2象限の事業者は、使用料単価は類似団体と比べて**高く**、逆に、汚水処理原価は類似団体と比べて**低い**。
- 第2象限の事業者は、第1象限の事業者と比べ、汚水処理単価の類似団体からの乖離率は低いですが、逆に、使用料単価の類似団体からの乖離率は高くなっている。

		1	2	3
供用開始からの経過年数	年	48.7	44.5	39.3
現在処理区域内人口密度	人/ha	54.9	45.2	43.9
事業別普及率	%	85.2	78.1	68.4
①使用料単価	円	157.9	169.1	152.4
→類似企業平均	円	141.7	150.8	152.9
→平均からの乖離額	円	16.2	18.4	-0.5
→平均からの乖離率	%	11.4	12.2	-0.3
1か月20㎡当たり下水道料金	円	2882.8	3144.4	2879.0
→類似企業平均	円	2584.7	2789.3	2843.0
→平均からの乖離額	円	298.1	355.0	36.1
→平均からの乖離率	%	11.5	12.7	1.3
汚水処理原価①+②	円	131.4	151.6	194.3
→類似企業平均	円	146.9	161.3	172.5
→平均からの乖離額	円	-15.6	-9.7	21.8
→平均からの乖離率	%	-10.6	-6.0	12.6
汚水処理原価（分流式下水道に資する経費控除前）	円	158.1	193.6	279.7
→類似企業平均	円	179.9	215.9	247.4
→平均からの乖離額	円	-21.8	-22.3	32.3
①汚水処理原価（維持管理費）	円	73.7	87.7	119.2
→類似企業平均	円	81.8	93.6	107.5
→平均からの乖離額	円	-8.1	-5.9	11.7
→平均からの乖離率	%	-9.9	-6.3	10.9
②汚水処理原価（資本費）	円	57.6	64.5	77.2
→類似企業平均	円	65.2	67.7	65.1
→平均からの乖離額	円	-7.5	-3.3	11.4
→平均からの乖離率	%	-11.5	-4.7	18.7
経費回収率	%	123.9%	113.0%	85.3%
経費回収率（分流式下水道に資する経費控除前）	%	106.5%	95.1%	67.7%
経費回収率（維持管理費）	%	220.4%	205.6%	162.1%
経常収支比率	%	114.9%	110.3%	105.3%
企業債残高対事業規模比率	%	486.2%	733.3%	883.5%